

## 北海道入札監視委員会運営要領(案)

# 北海道入札監視委員会の条例化に伴う要領等の見直し

## 北海道入札監視委員会設置要【廃止】

- 所掌事務（第2）
  - ①入札・契約手続の運用状況等の報告を受けること
  - ②入札に係る経緯等の適正化に係る再苦情の審議を行ふこと
  - ③入札契約制度の適正化に係る再苦情の審議を行ふこと
  - ④入札・契約手続に係る再苦情の審議を行ふこと
  - ⑤指名停戻情報欄からの公共調達に係る通報に関すること
  - ⑥談合情報等に係る再苦情の審議を行ふこと
  - ⑦北海道職員からの公共調達に係る通報に関すること
- 委員6人以内で組織し、委員は学識経験者等から知事が任命する。
  - 委員の任期は2年とする。
  - 委員長は、委員が互選する。
  - 委員会の運営に必要な事項（第4～第9）
  - 委員会の定足数、議決など
  - 定例会は年2回以上開催
  - 審議の非公開、関係者からの意見徴取
  - 委員の除斥、秘密保持義務
  - 委員会の庶務

## 北海道入札監視委員会の運営に関する事務処理要領【廃止】

- 委員会への報告（第3～第4）
  - 対象工事等
  - 報告対象期間など
  - 抽出審議案件の方法
  - 抽出審議議題の内容など
  - 現地調査の実施
  - 意見の具申・勧告（第9）
- ①現地調査結果に基づく、知事への意見の具申・勧告
- ①審議・現地調査結果の処理（第10）
- ①再苦情申立ての範囲・手続きなど
- ①再苦情情報の審議（第11）
- ①審議の内容
- 内部通報への対応（第12）
- ①職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領への委任

## 北海道職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領

## 北海道入札監視委員会条例【新規】

- 所掌事項（第2条）
  - ①知事の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。
    - ・入札及び契約の透明性の確保に関すること
    - ・入札及び契約の過程についての苦情に関すること
    - ・談合の情報に関すること
    - ・入札及び契約の制度の適正化に関すること
    - ・入札及び契約の適正化に關し、知事に意見を述べることができる。
- 組織（第3条）
  - ①委員6人以内で組織し、委員は学識経験者等から知事が任命する。
  - ②委員長（第4条）
  - ③委員長は、委員が互選する（第5条～8条）
  - ④委員会の運営に必要な事項（第4～8条）
  - ①会議の定足数、議決など
  - ②委員の除斥、秘密保持義務
  - ③委員長への委任
- 委員の任期は2年とする。

## 北海道入札監視委員会運営要領（案）【新規】

- 委員会の運営に必要な事項（第3、第4、第10）
  - ①定例会は年2回以上開催、審議の非公開
  - ②関係者からの意見徴取
  - ③委員会の庶務
- 所掌事項（第5）
  - ①入札・契約手続の運用状況等の報告を受けること
  - ②抽出審議を行うこと
  - ③入札・契約手続及び指名停止等に係る再苦情の審議を行うこと
  - ④談合情報の審議を行うこと
  - ⑤入札契約制度の適正化に関する審議を行うこと
- 委員会への報告（第6～第7）
  - ①対象工事等
  - ②報告対象期間など
  - ③抽出審議案件の方法
  - ④抽出審議議題の内容など
  - ⑤現地調査の実施
  - ⑥意見の具申・勧告（第8）
  - ①現地調査結果に基づく、知事への意見の具申・勧告
  - ②報告対象期間など
  - ③抽出審議案件の方法
  - ④抽出審議議題の内容など
  - ⑤現地調査の実施
  - ⑥意見の具申・勧告（第9）
  - ①審議・現地調査結果の処理（第10）
  - ①再苦情申立ての範囲・手続きなど
  - ①再苦情情報の審議（第11）
  - ①審議の内容
  - 内部通報への対応（第12）
  - ①職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領への委任
- 抽出審議に係る審査資料の提出（第9）

## 北海道職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領

## 北海道入札監視委員会運営要領（案）

平成28年 月 日 北海道入札監視委員会委員長決定

### 第1 趣旨

北海道入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営は、北海道入札監視委員会条例（平成28年北海道条例第7号。以下「条例」という。）に定めるものほか、この要領の定めるところによるものとする。

### 第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長等 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第2条第1号に規定する者をいう。
- (2) 部局長 財務規則第2条第4号に規定する者をいう。

### 第3 運営

- 1 委員会は、定例会として、年2回以上開催する。なお、必要に応じ隨時開催できる。
- 2 委員会の審議は、非公開とし、審議に係る議事の概要等は、公表する。

### 第4 意見の収取等

委員会は、必要があると認めるときは、審議に關係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### 第5 所掌事項

- 1 条例第2条第1項第1号の調査審議は、次の事項について行うものとする。
  - (1) 公共工事等に関し、入札・契約手続の運用状況等の報告を受けた事項
  - (2) 公共工事等のうち、委員会が抽出したものに関する事項
- 2 条例第2条第1項第2号の調査審議は、次の事項について行うものとする。
  - (1) 工事等における入札・契約の過程における苦情処理要綱（平成14年8月19日付け建情第347号）に定める事項
  - (2) 工事等に係る指名停止等における苦情処理要領（平成19年1月25日付け建情第1101号）に定める事項
- 3 条例第2条第1項第3号の調査審議は、次の事項について行うものとする。
  - (1) 談合情報対応手続（平成12年6月21日付け局総第224号）に定める事項
  - (2) 前号のほか、委員会が必要と認める談合情報対応等
- 4 条例第2条第1項第4号の調査審議は、入札契約制度の適正化に関する連絡調整会議開催要綱に定める事項について行うものとする。

### 第6 対象工事等

第5第1項に掲げる「公共工事等」とは、財務規則第2条第3号に規定する本庁及び別表第1に掲げる部局並びに企業局において所管する1件の予定価格

が250万円を超える建設工事（造林を除く。）及び1件の予定価格が100万円を超える工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務（以下「工事等」という。）とする。ただし、道の行為を秘密にする必要があるものは除くものとする。

#### 第7 委員会への報告

- 1 第5第1項第1号に掲げる「入札・契約手続の運用状況等の報告」は、「発注一覧」（別記第1号様式（工事）、別記第2号様式（委託））及び「総括表」（別記第3号様式（工事）、別記第4号様式（委託））により行うものとする。
- 2 部長等（教育長及び警察本部長を含む。以下、本項において同じ。）及び部局長（総合振興局長、振興局長、教育長及び警察本部長を除く。以下、本項において同じ。）は、前項の報告を、次に掲げる報告対象期間に応じ、提出期限までに総務部長に行うものとし、部局長にあっては、関係の部長等を経由して行うものとする。ただし、入札契約総合管理システムにおいて入札契約データとして管理している工事等については、関係の部長等が当該所管分を取りまとめて総務部長に提出するものとする。

報告対象期間	関係の部長等への提出期限	総務部長への提出期限
1月～3月入札執行分	4月末日	5月10日
4月～6月入札執行分	7月末日	8月10日
7月～9月入札執行分	10月末日	11月10日
10月～12月入札執行分	1月末日	2月10日

注1 報告対象期間に入札又は見積合わせを執行したものを対象とし、契約締結が未了のものも含む。

なお、入札の結果、随意契約に移行したものを含み、入札不調となったものを除く。

- 2 提出期限が閉庁日の場合は、翌開庁日をもって提出期限とする。
- 3 総合振興局長、振興局長及び企業局長にあっては、当該所管分（総合振興局長及び振興局長にあっては、前項ただし書きの工事等を除く。）を前項の提出期限までに総務部長に提出するものとする。
- 4 総務部長は、前2項により提出された報告書を取りまとめの上、委員会に報告するものとする。

#### 第8 調査審議案件の抽出等

- 1 第5第1項第2号に定める抽出は、同第1号に基づく報告の中から委員会が抽出するものとする。この場合において、案件の抽出に当たっては、あらかじめ委員会において指名された委員がこの事務を行うことができるものとする。
- 2 委員会は、抽出した案件について、当該案件が一般競争入札、公募型競争入札の場合にあっては、参加資格の設定理由、経緯等について、指名競争入札の

場合にあっては、指名の理由、経緯等について、随意契約の場合にあっては、契約の相手方の選定理由、経緯等について審議するものとする。

- 3 委員会は、審議に当たり、原則として当該案件を所管する本庁、部局又は企業局の職員を立会させるものとする。
- 4 委員会は、必要に応じ、現地での調査を行うことができる。この場合において、抽出した案件以外の案件についても調査することができるものとする。

#### 第9 審議案件に係る審査資料の提出

第5第1項第2号により審議案件が抽出されたときは、総務部長は、当該審議案件を所管する部長等、部局長又は企業局長に対し、当該審議案件に係る次に掲げる資料を提出させるものとする。

- (1) 入札及び契約状況表（工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について（平成13年3月29日付け建情第2328号）別記様式）又はこれに類する資料
- (2) 入札参加者指名選考過程等一覧表（「『入札参加者指名選考委員会規程（準則）の制定について』の一部改正について」（平成12年5月1日付け局総第90号）別添書式例）又はこれに類する資料
- (3) 一般競争入札、公募型競争入札にあっては、公告等及び競争入札審査委員会等の資料
- (4) その他、委員会が必要と認めた資料

#### 第10 委員会の庶務

委員会の庶務は、総務部行政改革局行政改革課が行う。

発注一覧(工事)

卷之三

- 記載工事の注記)

  - 1 この調書は、予定価格が250万円を超える建設工事(工事請負費で執行したものに限る。ただし、造林及び道の行為を秘密にする必要があるものは除く。)について、入札執行済みのものを入れ日順に記載すること。
  - 2 「契約方法」欄は、別紙(契約方法コード一覧)に従い記載すること。ただし、どれにも該当しない場合は契約方法の名称を記載すること。(一般土木、農業土木、水産土木、森林土木、建築、電気、管、造園等)
  - 3 「工事種別」欄は、競争入札参加資格(昭和48年4月2日付け局総第112号)の資格の種類を記載すること。
  - 4 「落札率」は、小数第一位(小数第二位を四捨五入)までとする。  
5 施行依頼に係るものについて(は、依頼先(依頼元)の部等の名称を「備考」欄に記載すること。
  - 6 報告に当たっては、エクセルによりメール又はFD等の電子媒体で提出すること。
  - 7 様式の書式等(列の追加など)の変更はしないこと。ただし、入れ契約総合管理システムにおいて入れ契約データとして管理している工事について(は、列の先頭に欄を挿入し工事番号を記載すること。
  - 8 総合評価入札は「総合評価」欄に「1」を入力すること。
  - 9 紙入札(紙入札を行なう旨公告等を行つたもの)は、「紙入札」欄に「1」を入力すること。
  - 10 入札参加資格の事後審査を行つたものについては「事後審査」欄に「1」を入力すること。
  - 11 内訳書提出入札に選定された入れ案件は、「内訳書提出」欄に「1」を入力すること。
  - 12 不落選契により契約を締結したものは、契約方法欄に当初の契約方法を記載するとともに、備考欄に「不落選契」と記載すること。
  - 13 予定価格が1千万円以上で、かつ、災害のため緊急を要するごとから指名競争入札により執行した案件は、備考欄に「災害対応」と記載すること。

癸注一覽(季註)

備考

(記載上の注意)

- 1 この調書には、予定価格が100万円を超える工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務（委託料で執行したものに限る。ただし、道の行為を秘密にする必要があるものを除く。）について、入札執行済みのものを入札順に記載すること。

2 「契約方法」欄には、工事の記載方法に準じて記載すること。

3 「業務種別」欄には、競争入札参加資格（昭和48年4月2日付け局総第112号）の資格の種類を記載すること。（土木設計、建築設計、測量、地質調査、技術資料作成等）

4 「落札率」は、小数第一位（小数第二位を四捨五入）までとする。

5 施行依頼に係るものについては、依頼先（依頼元）の部等の名称を「備考」欄に記載すること。

6 報告に当たつては、エクセルによりメール又はFD等の電子媒体で提出すること。

7 様式の書式等（列の追加など）の変更はしないこと。

8 紙入れ（紙入れを行なう旨公告等を行つたものは、「紙入れ」欄に「1」を入力すること。

9 内訳書提出（紙入れに選定された入札案件は、「内訳書提出」と記載すること）

10 不落隨契により契約を締結したものは、契約方法欄に当初の契約方法を記載するとともに、備考欄に「不落隨契」と記載すること。

別記第3号様式

## 總括表(工事)

(対象期間 平成 年 月 日～ 月 日) (部課名 )

### (記載上の注意)

「契約方法」欄に、別紙「契約方法コード一覧」の契約方法名を記載すること。

別記第4号様式

## 總括表(委託)

(対象期間 平成 年 月 日～ 月 日) (部課名 )

### (記載上の注意)

「契約方法」欄に、別紙「契約方法コード一覧」の契約方法名を記載すること。

別紙

## 契約方法コード一覧

コード	契 約 方 法 名
1	条件付一般競争入札
2	(欠番)
3	制限付一般競争入札
4	(欠番)
5	地域限定型一般競争入札(委託)
6	指名競争入札
7	(欠番)
8	(欠番)
9	(欠番)
10	(欠番)
11	(欠番)
12	(欠番)
13	公募型競争入札(委託)
14	随意契約

## 北海道職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領（案）

### 第1 趣旨

この要領は、北海道職員からの公共調達に係る通報の処理に関する事項を定めるものとする。

### 第2 職員の範囲

この要領において、「北海道職員」とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

### 第3 対象とする通報

通報は、公共調達に關し職務上の行為が法令等に違反している事實が生じ又はまさに生じようとしている旨の内容を対象とする。

### 第4 通報方法

- (1) 通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、北海道入札監視委員会条例第3条の規定に基づき知事が任命した委員のうち、別表に定める者とする。
- (2) 通報は、その後の調査等を的確に行うため、所属・氏名・連絡先を明らかにして、通報窓口に対して文書（ファックス、電子メールを含む。）により行うものとする。

なお、通報に際しては北海道職員服務規程（昭和41年4月1日訓令第5号）第3条第1項に定める身分証明書の写しを添付すること。

### 第5 通報に対する対応

- (1) 通報窓口は、受け付けた通報について、氏名等当該通報者が特定され、又は類推される可能性のある情報を秘匿して（ただし、通報者が秘匿することを要しない旨を申し出たときはこの限りでない。）、総務部長に速やかに送付するものとする。
- (2) 通報窓口から送付のあった通報について、総務部行政改革局行政改革課において処理する。
- (3) 通報窓口は、職務を遂行するにあたり、総務部長に対して必要な指示をすることができる。
- (4) 総務部長は、通報の内容を確認の上、通報を受理した日から20日以内に通報窓口に調査開始の有無について報告するものとする。
- (5) 総務部長は、本事務処理要領に基づく事務を適切に遂行するため、通報窓口を通じ通報者から通報内容の確認をすることができる。この場合において通報窓口は、総務部長からの当該通報の確認事項について、通報者から確認を行い、その結果を総務部長に報告するものとする。
- (6) 総務部長は、重要又は異例な通報及び管理職員に係る通報について調査開始を決定した場合は、知事に報告するものとする。
- (7) 知事は、必要があると認めるときは、総務部長に対し、改善その他の措置を講じるよう指示するものとする。

- (8) 総務部長は、調査の結果、必要があると認めるときは、関係部署と協議の上、該当する所属長に対して、必要な措置を講じるよう指示するものとし、当該所属長は講じた措置等を総務部長に報告する。
- (9) 総務部長は、当該所属長の講じた措置等について、通報窓口に報告するとともに知事に報告する。なお、調査の結果、通報の対象となる事実が確認できなかつた場合等は、その旨を報告する。
- (10) 通報窓口は、第5第4号及び同第9号に係る総務部長からの報告を受理した場合には、速やかに通報者に通知するものとする。
- (11) 通報に関し通報窓口及び通報に対応する職員は、職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第6 職員の保護等

- (1) 通報者は、通報を行ったことによって、いかなる不利益な取扱いも受けることはない。
- (2) 通報に係る文書及び通報者に関する情報は非公開とする。
- (3) 職員は、通報者を特定するための調査及び通報者に対するひぼう、中傷等を行ってはならない。
- (4) 通報の対象となった所属の職員及び関係する職員は、必要な調査に対し協力しなければならない。

## 第7 通報窓口の委員への報償費

通報窓口の委員が、第5第1号に係る総務部長に対する送付、同5号に係る総務部長への報告及び同10号に係る通報者に対する通知を行ったときは、入札監視委員会委員に対する報償と同額を支払うものとする。

### 附 則

- この要領は、平成19年8月30日から施行する。  
 この要領は、平成20年7月22日から施行する。  
 この要領は、平成21年4月13日から施行する。  
 この要領は、平成25年4月1日から施行する。  
 この要領は、平成27年4月1日から施行する。  
この要領は、平成28年4月 日から施行する。

### 別表

通報窓口委員	氏 名	よしほら みちよ 吉原 美智世
	住 所	064-0820 札幌市中央区大通西20丁目2番20号 エクセルS1ビル8階
	電 話 番 号	011-622-7963
	ファックス番号	011-622-8414
	メールアドレス	lawyer@yoshihara-lawoffice.jp